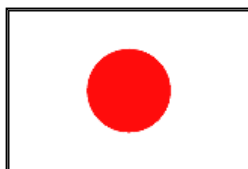


日・アラブ首長国連邦原子力協定

- アラブ首長国連邦(UAE)は、2020年までに国内電力需要の25%を原子力発電で賄うことを目指す。同国初の原子力発電所計画として、西部のバラカに原子炉4基を建設中(韓国企業連合が受注)。4基以外にも建設計画があるとされる。
- 今後、日本企業が参入し、原子力関連資機材の移転が行われる可能性あり。
- 2013年5月2日に、UAE訪問中の安倍総理立ち会いの下、協定に署名。

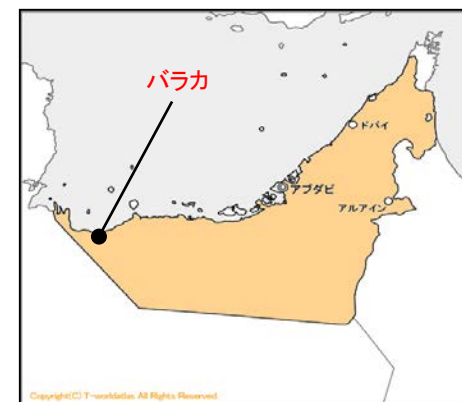
- 我が国は、米国、英国、加、豪州、仏、中国、ユーラトム、カザフスタン、韓国、ベトナム、ヨルダン及びロシアとの間で原子力協定を締結済み。
- UAEは、米、仏、韓国、英国、加及びロシアとの間で原子力協定を締結済み。



【協定の概要】

両国間の原子力の平和的利用分野における協力を実現する上で必要となる法的枠組みを定める。

- ①核物質等の平和的目的に限った利用
- ②核物質への国際原子力機関(IAEA)による保障措置の適用(査察等)
- ③原子力安全関連条約※に基づく措置の実施
- ④核物質を適切に防護する措置の適用
- ⑤核物質等の管轄外(第三国)への移転の規制
- ⑥この協定の適用を受ける核物質のUAEにおける濃縮・再処理の規制
(UAEにおいて、濃縮・再処理されないとの規定あり。)
- ⑦相手国への濃縮・再処理技術等の移転の規制
(本協定では、濃縮・再処理技術等は移転されないとの規定あり。)



※...原子力安全関連条約...①原子力事故早期通報条約...②原子力事故援助条約...③原子力安全条約...④放射性廃棄物等安全条約.....

両国間で移転される原子力関連資機材等の不拡散・平和的利用を法的に確保。原子力安全の強化等に関し協力の促進が可能。(特定のビジネスやプロジェクトについて取り決めるものではない。)